

香川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第47号

香川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則
香川県測量業者登録簿閲覧規則（昭和37年香川県規則第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧時間等） 第 3 条 略 2 略 3 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示する <u>とともに、</u> <u>インターネットの利用その他の方法により周知する。</u>	（閲覧時間等） 第 3 条 略 2 略 3 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示する。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。